

「神戸市まちなか農園開設支援（生産緑地交流事業）」

①補助内容について

生産緑地を活用し住民との交流を促進する活動を支援します！



対象者

生産緑地の所有者等で次のいずれかを自ら行うこと目的に機械等を導入する方

- 観光農園の新設
- 体験農園の新設
- 簡易直売所の新設
- 生産緑地で生産された農産物を市内飲食店及び販売店へ提供

対象経費

- 農業用機械の導入（草刈機、耕耘機等新品に限る）
- 簡易設備の導入（テント、ベンチ、テーブル等）

募集期間

随時募集！

実施事業のイメージ



簡易直売所



農業体験（サツマイモ）



農業体験（稲）

手続きについては、裏面②をご覧ください

ご相談窓口

神戸市都市局都市計画課 TEL 078-595-6701

受付時間9:00～17:30（月曜～金曜）

住所 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階

「神戸市まちなか農園開設支援（生産緑地交流事業）」

②申請から交付までの流れ

事業の要件

- 機械等を導入後、適正な管理及び効果的な利用に努めること。
- 対象となる生産緑地で過去に当該補助金の交付を受けてないこと。
- 申請者が同一年度内にこの補助金を受けられるのは1回限りです。

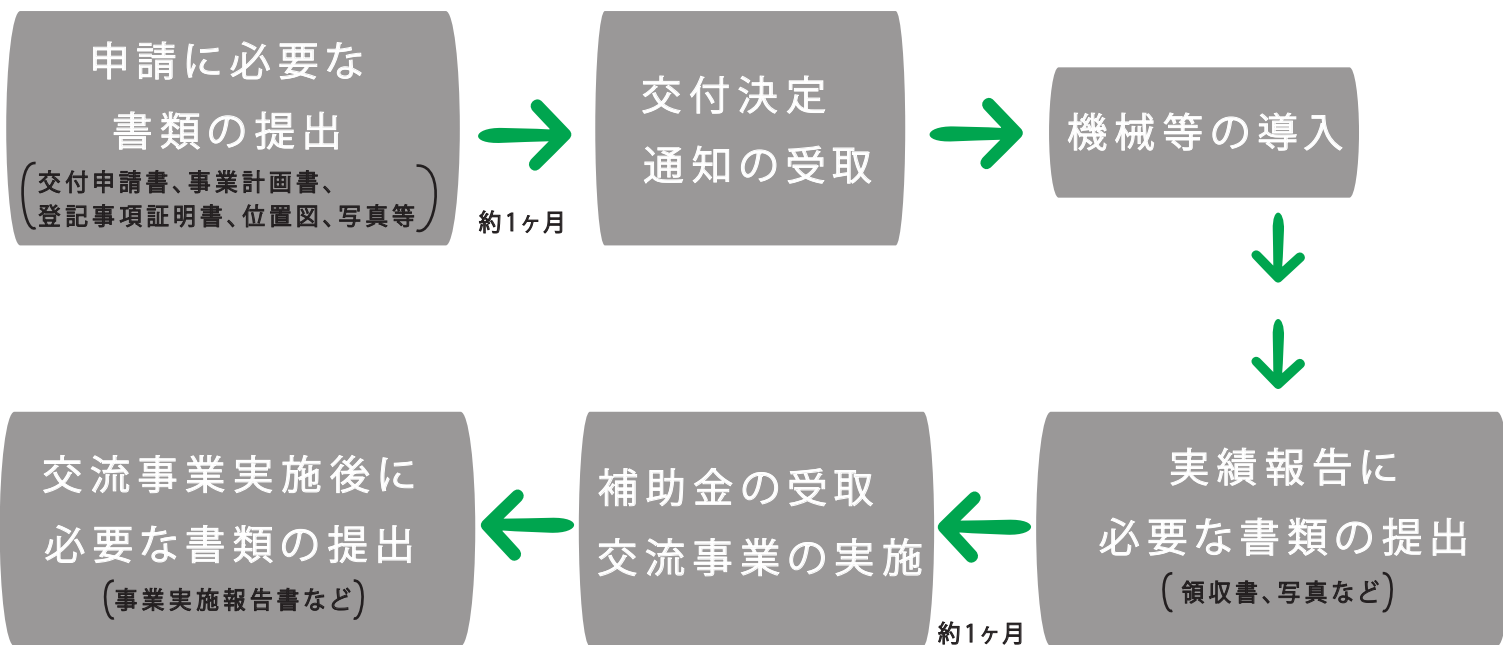
対象外経費

- 人件費
- 国、県、市及びその他の団体等の他の補助金と併用できません。

補助金の額

対象経費の1/2（上限20万円）

補助申請から交付の流れ



申請期間：2023年4月24日から2024年1月31日 ※2024年3月31日までに実績報告を完了させること
※実績報告に必要な書類は整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は2024年3月31日迄に不備なく書類の提出を完了させることが必要

ご相談窓口

神戸市都市局都市計画課

TEL 078-595-6701

MAIL machinaka_nouen@office.city.kobe.lg.jp



HPはこちら↓

